

# 法令遵守（コンプライアンス） マニユアール

不祥事未然防止に向けての取り組み

福井県薬剤師国民健康保険組合

## I. 基本的取り組み

福井県薬剤師国民健康保険組合（以下「組合」という。）は、わが国の公的医療保険制度の一翼を担う公法人であることを踏まえ、業務運営を国民健康保険法その他の関係法令に基づき適正に行えるよう、不断の努力を重ねる必要がある。

このマニュアルは、当組合における法令遵守（コンプライアンス）を徹底した事業運営を目指し、全ての役職員が誠実な活動を行うための指針とするものである。

## II. 法令遵守（コンプライアンス）とは

### 1. 法令遵守の意義

法令遵守（コンプライアンス）とは、法律や規則を遵守することであるが、単に法令に違反しないだけでなく、事業運営において社会的規範に違反しないことや倫理（モラル）を守ることも含むものである。

### 2. 法令遵守の背景

当組合は、わが国の公的医療保険制度を担う医療保険者であり、国庫補助金を受けている。同時に、福井県知事の認可を受けてから被保険者から保険料を徴収し、関係法令に基づいて国保事業を運営していることから、公共性と高い倫理観をもって、事業を運営することが求められている。

当組合では、不祥事を未然に防止するために、法令遵守の取り組みを行い、組合員・被保険者の信頼に応えるため、健全な組合運営を目指すこととする。

## III. 法令遵守（コンプライアンス）に関する体制の整備

組合事業運営上の不祥事件を未然に防止するため、不祥事件の早期発見が可能な体制づくりを常に心がける。

### (1) 法令遵守担当理事及び基本方針の策定

当組合役職員は、業務の遂行に当たっては常に法令遵守の姿勢を明確にし、注意を払わなければならない。

このことから、組合は、役職員が遵守すべき「法令遵守基本方針」等を策定するとともに、組合理事のうち一名を法令遵守担当理事（以下「担当理事」という。）として選任す

る。担当理事には、法令遵守に関する業務を行うために必要な権限（関連文書の提出要求、調査の報告要求、業務改善の指導など）を付与する。

## **(2) 法令遵守マニュアルの策定**

不祥事件の未然防止として、不祥事の定義・範囲を明確にするとともに、法令遵守の実践のための組織体制の構築、不祥事が発生した場合の対応・手順についてマニュアルを定める。

## **(3) 法令遵守実践計画の策定・評価**

法令遵守のための具体的な実践計画（以下「実践計画」という。）を理事会において策定し、実践計画を明確化する。

実践計画に基づいて行った取り組みや達成状況について、理事会において評価のうえ組合会に報告する。また、実践計画等について、適時、理事会において合理的な内容のものになるよう見直しを行う。

# **IV. 不祥事の未然防止に向けた取り組み**

## **1. 不祥事件の定義及び範囲**

不祥事件の定義及び範囲は、次の3項目とする。

(1) 組合業務を遂行するに際して、法律その他法令等及び組合規約・規定等に違反する行為のうち、当該業務の遂行に重大な影響を与えるもの。

○ 当組合の業務は、法律、政令、省令、通知、規約、規程等の規定に基づいて運営されている。これらの規定に違反して、組合業務の遂行に重大な損失・影響を与える行為が該当する。

(2) 組合業務を遂行するに際しての詐欺、横領、背任、文書偽造その他の犯罪行為。

○ 当組合の業務における、当組合役職員が関与した詐欺、横領、背任、文書偽造等の犯罪行為が該当する。

(3) 組合財産に損失を与える行為及び組合業務の健全かつ適切な運営に支障をきたす行為又は恐れのある行為で、前各号に掲げる行為に準じるもの。

○ 当組合が管理運営する財産に多大な損害を与えた場合、組合が管理するプログラム情報の改ざん・毀損、個人情報の漏洩、守秘義務違反及び重大な犯罪・自動車事故等が該当する。

## **2. 役職員研修等の実施**

不祥事未然防止に向けた役職員の認識を深めるため、法令遵守に関する研修を、各種会議等あらゆる可能な機会をとらえ実施するよう努める。

また、不祥事未然防止の観点から、担当理事は組合業務の運営・管理の改善に努めるとともに、公益通報を踏まえ、必要に応じ自主的に内部検査を行うこととする。

### **3. 役員選任及び職員人事の適正化**

職員について、職員服務規程の遵守はもとより、計画的な人材育成を念頭に置いた公正かつ適正な人事に努める。

### **4. 活力ある職場づくり**

職員の精神面及び勤労意欲の向上が図れるよう職場環境の整備に努め、活力ある職場づくりを心がける。

## **V. 不祥事件発生時の対応**

### **1. 不祥事の対応**

- ① 役職員は不祥事又はその疑いのある行為を発見した場合は、法令遵守担当理事に速やかに報告すること。
- ② 担当理事の報告を基に、可能な限り組合会・組合員等に報告する。
- ③ 理事長は、国・福井県等へ報告するとともに、法令遵守担当理事とともに、適切な調査を行う。

### **2. 被害者、組合員等への対応**

対策本部として取りまとめのうえ、その時点で判明している事案の事実に基づき、被害者や組合員等に説明する。特に被害者にたいしては誠意を持って弁済等対応することを心がける。

## **VI. 関係者等の処分**

### **1. 当事者の懲戒処分**

当事者が職員の場合について、労働基準法及び職員服務規程等の規定に基づき、理事会において懲戒処分を決定し、組合会に報告する。

当事者が役員の場合について、法律その他の法令及び規約並びに理事会の合意を経て組合会の議決により懲戒処分を決定する。

なお、役職員の処分内容については、一般社会における類似の不祥事件を参考に、慎重に取り扱うことに留意する。